

第13章 アルバイト規定

- 第1条 (目的)
- 1 生徒がアルバイトに従事する際、生徒及びその保護者等の責任において行うが、学業に支障をきたさせないようにする。
 - 2 就業環境等に留意させ、生徒の不利益にならないよう安全にアルバイトに従事させる。
- 第2条 (就業日)
- 1 平日・休日の限定はしない。
 - 2 定期考査期間及び1週間前のアルバイトは禁止する。
 - 3 懲戒・特別指導期間中のアルバイトは禁止する。
- 第3条 (届け出)
- 1 希望する生徒は、学級担任へ申し出て「アルバイト届」と「アルバイト雇用について(お願い)」を受け取る。その時、担任は、第4条の条件が整っているかの確認を行ってから配付をする。
 - 2 アルバイトを行う場合は、事前に「アルバイト届」を提出し許可を受けること。(生徒心得第3条4)
 - 3 事業主へ「アルバイト雇用について(お願い)」を提出する。
- 第4条 (条件)
- 1 成績不振科目がないこと。
 - (1) 5段階評価・仮評定・評定の「1」がある。
 - (2) 5段階評価・仮評定・評定の「2」が3科目以上ある。
 - (3) 中間考査時に29点以下の科目があり、教科担任の見込みにより上記(1)又は(2)に該当するもの
 - 2 欠席時数がそれまでの期間の各科目の実施時数の2割を超えていないこと。(1単位科目に限っては前期中間まで2時間の欠時までとする)また、1学年は前期中間考査までは原則認めない。
 - 3 アルバイトの就業日が第2条に該当している。
 - 4 保護者等の承諾を得て署名した上で、アルバイト届を提出している。かつ、アルバイト届に雇用者の署名がある。(寮生についても保護者等の署名が望ましいが、保護者等と担任の間での電話連絡が行えた場合は寮管理人の署名も認める)
 - 5 アルバイトの内容やその環境が「第5条」に該当している。
 - 6 学校生活等に支障がない
- 第5条 (内容・環境等)
- 1 労働時間の終了が20時以降にならない。
 - 2 法定労働時間を厳守する。(1日の労働時間が8時間を超えない)
 - 3 職場の人たちの飲酒・喫煙等に同席を認めない
 - 4 次に該当する職種・業務は認めない。
 - (1) 各種遊技場(パチンコ、雀荘、ゲームセンター等)
 - (2) 主にお酒を扱う飲食店(パブ、スナック、居酒屋等)
 - (3) 乗用車やオートバイを使用する業務(自動車を運転する配送業等)
 - (4) 重労働や危険を伴う職種(高所作業、機械操作作業等)
 - ア 船上での作業は認めないが、作業場所までの船での移動は認める。
 - (5) 法に触れる業務(風俗、犯罪に関わること等)
- 第6条 (連絡・報告)
- 1 アルバイトの就業内容の変更や事故があった場合には速やかに学校に連絡・報告をする。

附 則

令和 6年 4月 1日 施 行